

助 成 金

従来型私立幼稚園 にお子さんが通う保護者の方へ

※葛飾区内の従来型私立幼稚園

青鳩幼稚園、あやめ幼稚園、葛飾白百合幼稚園、葛飾やまびこ幼稚園、葛飾若草幼稚園、
上平井幼稚園、共栄幼稚園、熊野幼稚園、千鶴幼稚園、遍照院幼稚園、摩耶幼稚園、
明昭第二幼稚園、やくし幼稚園、延命幼稚園

対象児童

葛飾区在住の満3歳から5歳児クラスまで(3歳の誕生日の前日から小学校就学前まで)の児童が対象です。

対象になるためには

各園から配布される施設等利用給付認定(新1号認定)申請書を園に提出してください。
葛飾区から園を通して施設等利用給付認定(新1号認定)の決定通知書を送付します。

保育料の助成

児童一人当たり、月額33,000円まで保育料を助成します。

保護者は、保育料から月額33,000円(上限)を差し引いた金額を園にお支払いください。

※途中入退園や、在園したまま葛飾区から転出または葛飾区へ転入した場合は、日割り又は月割りで助成額を算出します。

※制服代、遠足代、行事参加費、通園バス代等は助成の対象外です。

食材料費の助成

給食の食材料費について、児童一人当たり日額375円(月額7,500円上限)を助成します。

保護者は、助成額を差し引いた金額を園にお支払いください。

※おやつ、牛乳等のみの給食及び家庭から持参するお弁当は助成の対象外です。

入園料の助成

5月下旬頃(途中入園は5月下旬以降随時)に、**8万円を限度**として補助します。

生活保護・非課税世帯に該当し、8万円以上の入園料を納入した対象者の場合、
9月下旬頃に**2万円を限度**として追加交付します。

※年度内1回のみ申請できます。

※交付時期については、変更になる場合があります。

※補助金申請書にご記入いただいた保護者の口座に直接お振り込みします。

お問い合わせ先

葛飾区子育て支援部子育て施設支援課私立幼稚園係 電話:(5654)8266(直通)

新制度私立幼稚園・認定こども園（教育部分）

にお子さんが通う保護者の方へ

※葛飾区内の新制度私立幼稚園・認定こども園

あすなろ幼稚園、葛飾こどもの園幼稚園、葛飾しらゆり学園幼稚園、東光幼稚園、東江幼稚園、浜島幼稚園、水元八千代幼稚園、帝釈天附属ルンビニー幼稚園、和光幼稚園、認定こども園葛飾二葉幼稚園、認定こども園葛飾みどり、認定こども園金町幼稚園、新小岩ちぐさ幼稚園、認定こども園すなはら、認定こども園そあ、認定こども園まどか幼稚園、認定こども園めいしょう幼稚園

対象児童

葛飾区在住の満3歳から5歳児クラスまで(3歳の誕生日の前日から小学校就学前まで)の児童が対象です。

対象になるためには

各園から配布される教育・保育給付認定(1号認定)申請書を幼稚園に提出してください。葛飾区から支給認定証(1号認定)を送付します。

保育料の無償化

対象児童の通常教育時間中の**保育料は全額無償**となります。
ただし、園によって実費や特定負担額(いわゆる上乗せ徴収)が生じる場合があります。

特定負担額の助成

園が保護者の同意を得て各月徴収する特定負担額(基準以上の職員を配置するための人件費や施設維持費等)について**月額7,300円(上限)を助成**します。
保護者は、助成額を差し引いた金額を園にお支払いください。

- ※入園時または進級時に一括で納入する費用は助成の対象外です。
- ※制服代、遠足代、行事参加費、通園バス代等は、助成の対象外です。

食材料費の助成

給食の食材料費について、児童一人当たり日額375円(月額7,500円上限)を助成します。
保護者は、助成額を差し引いた金額を園にお支払いください。

- ※おやつ、牛乳等のみの給食及び家庭から持参するお弁当は助成の対象外です。

入園料の助成

5月下旬頃(途中入園は5月下旬以降随時)に、**8万円を限度**として補助します。
生活保護・非課税世帯に該当し、8万円以上の入園料を納入した対象者の場合、9月下旬頃に**2万円を限度**として追加交付します。

- ※年度内1回のみ申請できます。
- ※交付時期については、変更になる場合があります。
- ※補助金申請書にご記入いただいた保護者の口座に直接お振り込みします。

お問い合わせ先

葛飾区子育て支援部子育て施設支援課私立幼稚園係 電話:(5654)8266(直通)

助 成 金

私立幼稚園・認定こども園（教育部分）の

預かり保育など をご利用の方へ

対象児童

次の要件を全て満たす児童が対象です。

- 葛飾区在住の満3歳児クラス（3歳の誕生日の前日からその年度の3月末まで）のうち非課税世帯、または3歳から5歳児クラスまでの児童
- 保育の必要性の事由（就労・妊娠・出産等）に該当し、施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）を受けている児童

対象になるためには

利用する前に、施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号）、保育の必要性を確認するための資料等の必要書類を区に提出してください。

認定申請書は、利用する幼稚園等で受け取れるほか、区ホームページからダウンロードできます。「施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）」については、保育課入園相談係へお問い合わせください。 代表：(3695)1111 直通：(5654)8278～9

預かり保育等の利用料の助成

対象児童に、在籍している幼稚園等の預かり保育料について月額11,300円を上限（満3歳児クラスの非課税世帯は、月額16,300円上限）として助成します。

助成限度額（月額）は、**日額450円×利用日数**で算出します。

【預かり保育と子育て支援サービスの併用】

教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満の幼稚園や認定こども園（教育部分）に在籍する児童は、以下の子育て支援サービスを組み合わせて利用できます。この場合の利用料は、上記預かり保育等の月額上限の範囲内で助成対象になります。

預かり保育等の利用料は、一旦負担していただいた後、利用した預かり保育や子育て支援サービスの「領収書」と施設から発行される「特定子ども・子育て支援提供証明書」（または「領収書兼提供証明書」、ファミリー・サポート・センターを利用した場合は「活動報告書」）を添付のうえ、「認可外保育施設等利用料助成金申請書」を在園する幼稚園に提出してください。

助成金は保護者の口座へ直接お支払いします。

助成金申請書は、利用する幼稚園等で受け取れるほか、区ホームページからダウンロードできます。

<預かり保育と併用できる施設・子育て支援サービス>

認証保育所、指導監督基準を満たしている認可外保育施設・ベビーシッター、認可保育所等で実施している一時保育、休日保育、病児・病後児保育、訪問型病後児保育及びファミリー・サポート・センターが対象です。

※緊急一時保育や訪問型一時保育、指導監督基準を満たさない認可外保育施設・ベビーシッターは助成の対象外です。

三季休業中の預かり保育における食材料費の助成

給食の食材料費について、新2号または新3号認定を受けた児童一人当たり日額300円（月額7,500円上限）を助成します。保護者は、助成額を差し引いた金額を園にお支払いください。

※おやつ、牛乳等のみの給食及び家庭から持参するお弁当は助成の対象外です。

お問い合わせ先

葛飾区子育て支援部子育て施設支援課私立幼稚園係 電話：(5654)8266（直通）